

議第129号から議第133号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指定期間
129	京都市音羽児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地 の528 社会福祉法人洛和福社会	左記の施設を開館する日から平成29年3月31日まで
130	京都市上里児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町 648番地の1 社会福祉法人上里福社会	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
131	京都市久我の杜児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る 中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
132	京都市桂授産園	京都市左京区下鴨北野々神町26 番地 社会福祉法人京都総合福祉協会	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで
133	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	東京都港区芝大門一丁目1番3号 日本赤十字社	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

提案理由

京都市音羽児童館ほか4施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。